

電気供給業にかかる法人事業税の計算について

* 令和2年4月1日以後に開始する事業年度より

課税方式および課税標準

令和2年度より、電気供給業のうち小売電気事業等又は発電事業等に係る課税方式が変更されました。資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団法人及び一般財団法人を除く)にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、それ以外の法人にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって税額を計算します。

		令和2年3月31日までに開始の事業年度	令和2年4月1日以後開始の事業年度
下記以外の電気供給業(送配電事業等) 【第2号事業】		収入割	
小売電気事業等(※2) 発電事業等(※3) 特定卸供給事業(※4) 【第3号事業】	下記以外の法人	収入割	収入割+所得割
	資本金1億円超(※1)		収入割+付加価値割+資本割

※1 特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く。

※2 小売電気事業等とは以下の事業をいう。

- ① 電気事業法第2条第1項第2号事業に規定する小売電気事業
- ② ※2①に準ずるものとして総務省令で定める事業
(他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいう。ただし、一般送配電事業、特定送配電事業、発電事業及び発電事業に準ずる事業(以下※3②)に該当する部分を除く。)

※3 発電事業等とは以下の事業をいう。

- ① 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業
- ② ※3①に準ずるものとして総務省令で定める事業
(自らが維持し及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいう。なお、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業(小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除きます。)を含む。)

※4 特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用

1 申告書に添付する書類

電気供給業を行う法人は、申告書と併せて下記の書類を添付してください。

	① 電気供給業のうち、小売電気事業・発電事業・特定卸供給事業を行わない法人 【第2号事業】	② 電気供給業のうち、小売電気事業・発電事業・特定卸供給事業を行う法人 【第3号事業】	③ ①の法人で所得等課税事業を併せて行う法人	④ ②の法人で収入金額課税事業や所得等課税事業を行う法人
貸借対照表・損益計算書	○	○	○	○
法人税法施行規則様式別表4の写し	○	○	○	○
第6号様式 別表5 (所得金額に関する計算書)	-	○	○ (所得等課税事業分)	○ (事業部門ごとに作成)
第6号様式 別表6 (収入金額に関する計算書)	○	○	○	○ (事業部門ごとに作成)
第6号様式 別表9 (欠損金額等及び災害損失金の控除明細書)	-	○	○ (所得等課税事業分)	○ (事業部門ごとに作成)
雑益・雑損失等の内訳書	○	○	○	○
電気供給業と所得等課税事業を併せて行う場合の区分計算書 (様式自由)	-	-	○	○

※書類の添付が確認できない場合、後日提出依頼のご連絡をさせていただきます。

2 収入割の計算について

◎課税標準となる収入金額

収入金額(課税標準)

=

①収入すべき金額の総額

-

②控除すべき金額

① 収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。電気供給業の場合、原則として電気事業会計規則による収入(電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入)であり、電気供給業の事業収入にかかる全ての収入を含みます。

※「①収入すべき金額の総額」には、「②控除すべき金額」にある各種収入も含まれます。

※料金とあわせて収入する消費税(地方消費税を含みます。以下同じ)の金額は、収入金額に含みません。

(ただし、消費税免税事業者の場合は収入金額に含めます)

※国税及び地方税の還付金は収入金額に含みません。(還付加算金は受取利息に準じて「②控除すべき金額」となります)

② 控除すべき金額

主な控除すべき金額は次のものとなります。

国または地方団体から受ける補助金	不用品の売却による収入金額
固定資産の売却による収入金額	受取利息及び受取配当金
保険金や有価証券の売却による収入金額	需要者等から収納する工事負担金等
電気事業法第 28 条の 40 第 2 項第 1 号の交付金(令和 3 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用)	
電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額	
電気供給業を行う他の法人から非化石証書を購入し、又は卸電力取引所を介して自らが販売を行った非化石証書を購入し、これらの非化石証書を利用して非化石エネルギー源に由来する電気として供給を行う場合における当該非化石証書購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額	
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 36 条の賦課金	
損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等	
託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額 (平成 12 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用)	
廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金額に相当する収入金額 (平成 29 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用)	
日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額 (平成 30 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用)	
旧一般電気事業者等が分社化した後の当該分社化に係る電気事業者の間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額 (平成 31 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用)	
一般送配電事業者が発電事業者に交付する若しくは発電事業者が一般送配電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する収入金額 (令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用)	

3 所得割の計算について

所得割の算定は、地方税法等で特別な定めのある場合を除いて、その事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によります。

◎欠損金額等の繰越控除

第1号事業(電気供給業以外の事業)と第3号事業の所得割の課税標準の計算において、それぞれの区分について生じた欠損金額又は個別欠損金額(以下「欠損金額等」)の繰越控除を行うことができます。

第1号事業と第3号事業を併せて行っている場合には、欠損金額等は事業ごとに区分して管理します。第1号事業にかかる所得(欠損)と第3号事業にかかる所得(欠損)を区分し、第1号事業にかかる欠損金額等は翌期以降の第1号事業にかかる所得から控除し、第3号事業にかかる欠損金額等は翌期以降の第3号事業にかかる所得から控除することができます。

その場合には、第1号事業分と第3号事業分のそれぞれに繰越欠損金の明細(第6号様式別表9)を作成する必要があります。

◎繰越控除の留意点 ※下の経過措置も参照のこと

- ① 各事業区分の所得割の課税標準の計算において控除できる欠損金額等は、各区分で繰越控除しようとする事業年度の開始の日前10年(平成30年4月1日以前に開始する事業年度については9年)以内に開始した事業年度における各区分の所得割の課税標準の計算において生じた欠損金額等にに限られます。
- ② 欠損金額等を繰越控除しようとする事業年度と欠損金額等が生じた事業年度の所得割区分が異なる場合は、欠損金額等を控除できません。

◎繰越控除に係る経過措置

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度(最初事業年度)開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の日前10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなします。

令和2年4月1日以前に開始する事業年度においては、第3号事業にかかる所得割の課税はありますが、この経過措置により、第3号事業に係る所得割の課税標準の算定において繰越控除の対象となる欠損金額等が生じたものとみなします。

※最初事業年度の前事業年度における課税方式を問いません。(小売電気事業等又は発電事業等が軽微な附帯事業であったとして、電気供給業以外の事業の課税方式で課税していた場合にも経過措置の適用対象となります)

最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度のうち、第3号事業の収入割課税対象とした事業年度があれば、当該区分の欠損金額等の発生・控除の計算を行います。

※最初事業年度の前事業年度において「小売電気事業等又は発電事業等」を行っていなかった場合は、それより前の事業年度において「小売電気事業等又は発電事業等」を行っていたとしても、経過措置の適用対象となりません。

※「小売電気事業等又は発電事業等を行っていた」とは、電気を供給し売電収入を計上していた事実をいい、単に発電事業の準備をしていた場合を含みません。

4 税率について

区分	課税標準		税率
法人事業税	第2号事業	収入割	1.0%
	第3号事業	収入割	0.75%
		所得割	1.85%
特別法人事業税	第2号事業	基準法人収入割額	30.0%
	第3号事業	基準法人収入割額	40.0%

5 中間申告について

収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える場合には、法人事業税の中間(予定)申告が必要です。

6 電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う場合

原則として、電気供給業とそれ以外の事業(所得等課税事業)の事業部門ごとに区分計算をして、それぞれの課税標準及び税額を算定し、それらの税額の合算額を申告してください。

各事業に共通する収入金額または経費がある場合は、これらを事業の売上金額など最も妥当と認められる基準によって按分した額により算定してください。

【例外】

主たる事業に比して従たる事業が社会通念上独立した部門と認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税標準額、税額を算定することができます。

※ 主たる事業の判定にあたっては、各事業のうち売上金額の最も大きいものとしてください。「軽微なもの」の判定は、事業の実態に即して行うべきものですが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において、従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものとされています。

※ 附帯事業とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいいますが、これ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業も含めます。

※ 最も妥当な按分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には(例:営業外収益に計上されているなど)、当該金額も売上金額に含めて按分計算を行ってください。

※ 按分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますのでご注意ください。(例:売上金額を按分基準に用いている場合に、修正申告において売上金額の税務加減算があった場合など)

7 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

複数の都道府県に事業所等を有する法人は、課税標準の総額を主たる事業の分割基準で分割して関係地方団体ごとの課税標準及び税額を計算します。

※ 主たる事業について、売上金額による判定としがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等による企業活動実態を総合的に判断のうえ判定してください。

電気供給業を行う法人の分割基準は以下のとおりです。

業種	分割基準	
小売電気事業等	課税標準の 1/2 課税標準の 1/2	従業者数 事業所等の数
一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業	課税標準の 3/4 課税標準の 1/4	発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路の電力の容量 事業所等の固定資産の価額
発電事業等 特定卸供給事業	課税標準の 3/4 課税標準の 1/4	事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 事業所等の固定資産の価額
	※事業所等の所在するいずれの都道府県においても発電所発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合には、課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額で按分すること	
	※事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合には、課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額で按分すること	

※ 電線路の電力の容量とは……電線路とは、事業所等の所在する都道府県において、発電所の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。)と電氣的に接続している電線路で、電圧が66キロボルト以上のものをいう。

※ 固定資産の価額とは……事業年度終了日において貸借対照表に記載されている、事業所または事業所の土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産(建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含む。)の価額をいう。

8 よくあるご質問

Q1

太陽光発電を始めましたが、電気供給業に該当しますか。

A

該当します。
電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。
現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。

Q2

電気供給業を行うために設立された法人ですが、発電施設の建設を行っているだけで、まだ、電気供給を開始していない事業年度の課税はどうなりますか？

A

現に電気の供給を行っていない間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しません。
所得等課税事業として、所得割(資本金の額が1億円超の場合は、付加価値割及び資本割も含む。)により、申告してください。

Q3

主たる事業が電気供給業である法人です。無人の発電設備のみが設置されていて、事務所又は事業所が所在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか？

A

法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。
無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告義務はありません。

Q4

所得等課税事業と電気供給業を併せて行っている場合、所得等課税事業の所得割に係る繰越欠損金を控除できるのは、所得等課税事業に区分された部分だけですか。

A

そのとおりです。
所得等課税事業に区分された欠損金額のみを翌期以降の所得等課税事業に区分された所得金額から控除することができます。
なお、令和2年4月1日以後に開始する事業年度より、資本金の額が1億円以下の小売電気事業等・発電事業等を行う法人については、収入割と所得割の合算により課税されますが、小売電気事業等・発電事業等に係る所得金額から所得等課税事業に係る繰越欠損金を控除することはできず、それぞれの事業区分毎に所得金額、欠損金額を算定することとなります。

Q5

消費税の免税事業者ですが、売電の対価とともに収入した消費税相当額は、収入割の課税標準となる収入金額に含めますか。

A

含めます。
消費税の免税事業者の売上等については、免税事業者が消費税の総額表示義務対象外となっているため、表示価格全体が消費者の支払うべき対価の額と解されることから、その金額によって収入金額の算定をします。

Q6

消費税に係る益税は課税標準となる収入金額に含めますか。

A

課税標準となる収入金額に含めます。
預かった消費税のうち、国に納付することなく自社の収入となった益税については、収入すべき金額に計上し、控除される金額には含めません。